

【一般社団法人品質工学会/規程】規 00006 号

副理事規程

主管 総務部会

制定：2018年9月13日

(目的)

第1条 本規程は、品質工学会の副理事に関し必要な事項を定めるものである。

(職務)

第2条 本学会に副理事若干名を置く。副理事は、会長(代表理事)の命を受け、理事の職務を補佐することをその任務とする。

(任命)

第3条 副理事は、正会員のうちから、理事の意見を参考に、会長が任命する。

(任期)

第4条 副理事の任期は、原則 2 年とする。

2. 副理事の任期の末日は、当該副理事を任命した会長の任期の末日とする。
3. 任期の途中で副理事の交替があった場合、後任の副理事の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 副理事は、再任を妨げない。

(解任)

第5条 会長は、その任命に係る副理事が次の各号に該当するとき、その副理事を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 副理事に引き続き職務を行わせることが適当でないと認められるとき。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、副理事に関し必要な事項は、会長が定める。

(本規程の改定について)

第7条 本規程の改定は、理事会の承認のもとに実施する。

改定記録

◇ 2018年9月13日

理事会の承認により制定/改定。

